

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく各保護変更申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和3年5月24日付けで行った各保護変更申請却下処分（以下順に「本件処分1」及び「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

#### 1 本件処分1について

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分1は違法又は不当であると主張している。

局長通知では、受給者は出産扶助の利用の前に入院助産制度の利用をすることを勧めているし、出産扶助の費用では近隣の病院の出産費用を賄うことは出来ず、実質的に当該制度を利用する他適当な方法はない。

請求人の居所から距離的に通える範囲で入院助産制度が利用できる病院は実質的に〇〇と〇〇のみである。この2つの病院は

妊婦検診費用を7,000円と定めている。

母子保健法13条2項では当該検診の補助の水準は厚生労働大臣が定めるとしその補助機関からは検診の費用は実質的に無料となることを想定しているとの見解が示されている。

妊婦健康診査受診票による助成は5,000円であり、実際に他の民間医療機関では妊婦検診の費用が5,000円で自己負担なく検診を行うことは可能である。したがって自己負担部分について他の生活保護受給者以外の国民との公平性の観点から、検診を受ける病院を自由な意思によって選択したことによって生じる自己負担部分については当該選択を行った者が負担することが望ましいといえる。

しかし、請求人世帯に至っては実質的に病院の選択権はなく2,000円の自己負担の生じる病院でしか検診を受けることは出来ない。そのような状況で一時扶助によることなく本件自己負担部分を生活費から支弁せざるを得ない状況を作成する本件処分1は厚生労働大臣の定める最低限度の生活水準の維持を困難に至らしめる不当なものである。

## 2 本件処分2について

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分2は違法又は不当であると主張している。

うつ病で睡眠に障害がある請求人にとって、新生児である請求人の次男と同室での就寝は睡眠の妨げとなるため、現在別室で寝ているが、別室にはエアコンがなく、深夜の気温や湿度が高い日は睡眠に支障が出ている。既にリビングに設置されているエアコンでは、対応面積の関係から別室まで冷やすことはできない。適用畳数以上の面積に冷房を効かせようとすれば電気代が嵩み生活費が圧迫される上、エアコンが故障する恐れがあり、修理費用の負担が生じる恐れがある。

厚生労働大臣の補助機関からは受給開始直後に必要な家具什器費が無いものに対してエアコンの購入費用を最低生活費に認定するよう通知がなされた。ここで受給開始直後に限定している理由は、「通常予測される生活需要については、経常的最低生活費(基準生活費、加算等)の範囲内で賄われるべきである」とする(別冊問答集 問7-35)。しかし、この経常的最低生活費は要保護者の世帯構成別に最低生活の需要を満たすための費用が認定される(生活保護手帳 第7 最低生活費の認定)。請求人が受給開始から次男出生前に受け取った保護費は大人2人と子供1人の3人世帯が最低生活を営むに足る程度の最低生活費であって、そこに新たに乳児が追加された場合に必要となる家具什器費を賄える程度の金額が計上されたものではない。したがって世帯人員の増加により新たに家具什器が必要になった本案のような場合、家具什器の充足という観点では、受給開始後に必要な家具什器がない状態と同等であるといえる。

以上のような状況であるにもかかわらずただ保護の実施要領に記載の文言に該当しない事のみをもって行われた本件処分2は不当なものといえる。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、いずれも棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 1月20日	諮問

令和4年 2月25日	審議（第64回第2部会）
令和4年 3月22日	審議（第65回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 法の基本原則等

ア 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号））により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

イ 法11条1項によれば、保護の種類として、同項1号に「生活扶助」が挙げられており、法12条1号によれば、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」の範囲内において、生活扶助を行うとされている。

ウ そして、法24条3項によれば、保護の実施機関は、保護の開始の申請（同条1項）があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとされている。

また、同条9項によれば、同条1項から7項までの規定を法7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用

するとされている。

(2) 臨時的生活扶助費（一時扶助費）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7・2によれば、「臨時の最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時に認定するものであること。」とされており、当該特別の需要として、「(1)出生、入学、入退院等による臨時の特別需要 (2)日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時に生じた特別需要 (3)新たに保護開始する際に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」が挙げられている。

(3) 家具什器費（冷房器具の購入費用）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(6)・ウで規定されている「冷房器具」の購入費用は、次官通知第7・2・(3)の「新たに保護開始する際に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」として一時扶助されるものと解される。

また、局長通知第7・2・(6)・ウによれば、被保護世帯が、同アの(ア)から(オ)（別紙参照）までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めるときは、冷房器具の購入に要する費用について、5万円

の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととしている。

(4) 妊婦定期検診料

局長通知第7・2・(10)・カで規定されている「妊婦定期検診料」は、次官通知第7・2・(1)の「出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要」として一時扶助されるものと解される。

また、局長通知第7・2・(10)・カによれば、「妊娠した被保護者が、妊娠期間中（妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降）市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない」とされている。

(5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件処分1について

請求人は、本件健診事業を利用した際に生じた本件自己負担分について本件申請1を行っていることが認められ、局長通知第7・2・(10)・カ（上記1・(3)）にいう、「市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず」との要件を満たさないことが認められるため、本件自己負担分を必要額として認定することはできない。

したがって、本件申請1に対し、処分庁が、局長通知第7・2・(10)・カに該当しないとして行った本件処分1は上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められるから、違法又は不当な点があるということとはできない。

(2) 本件処分2について

本件申請 2 が認められるためには、少なくとも局長通知第 7・2・(6)・ア・(ア)ないし(オ)のいずれかの要件を満たしている必要がある(1・(3))ため、以下、検討する。

ア 要件(ア)及び(イ)について

請求人に対する保護が開始されたのは、令和元年 5 月 28 日であり、また、請求人世帯は、単身の被保護世帯ではないから、本件申請 2 は要件(ア)及び(イ)を充足しない。

イ 要件(ウ)ないし(オ)について

請求人は、本件申請 2 において、災害、転居、犯罪等による被害を理由とはしておらず、また、それらの事情が生じていたことも認められないことから、本件申請 2 は要件(ウ)ないし(オ)を充足しない。

したがって、本件申請 2 に対し、処分庁が、局長通知第 7・2・(6)・ウにおいて要件とされている同・ア・(ア)ないし(オ)のいずれにも該当しないとして行った本件処分 2 は上記 1 の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められるから、違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張について

(1) 本件処分 1 について

請求人は、上記第 3・1 のとおり、請求人の居所から距離的に通える範囲で入院助産制度が利用できる病院においては、自己負担なく妊婦検診を受けることができず、本件自己負担分を生活費から支弁せざるを得なくする本件処分 1 は不当である旨主張する。

しかし、請求人が本件健診事業を利用していることから、処分庁が本件処分 1 を行ったことに違法又は不当な点を認めることはできないのは上記 2・(1)のとおりである。

また、法 4 条 2 項によれば他の法律に定める扶助は、すべて

この法律による保護に優先して行われるものとすると言われて  
いることから、請求人は、法に規定する出産扶助に優先して児  
童福祉法による入院助産制度を活用すべきであって、請求人の  
居所から距離的に通える範囲で入院助産制度が利用できる病  
院においては、本件健診事業では検査項目としていない超音波  
検査を行ったことによる自己負担分が生じるからといって、本  
件処分1が違法又は不当なものであるとは認められない。

(2) 本件処分2について

請求人は、上記第3・2のとおり、請求人のために新たにエ  
アコンが必要である旨をるる主張し、世帯人員が増加する前の  
経常的最低生活費によっては、新たに乳児が追加された場合に  
必要となる家具什器費を賄えないのだから、受給開始後に必要  
な家具什器がない状態と同等とみなし、本件申請2による一時  
扶助費の支給を認めるべきであり、本件処分2が不当であると  
主張しているものと解される。

しかし、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要の  
ある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると  
認められる場合であって、それらの物資を支給しなければなら  
ない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、  
臨時的に認定するものとされ、エアコンを含む家具什器費につ  
いては、次官通知第7・2・(3)の「新たに保護開始する際等に  
最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」とし  
て一時扶助されるものと解されるところ（上記1・(2)及び(3)）、  
本件申請2が、局長通知に定められている要件を充足していな  
いことから、処分庁が、本件処分2を行ったことに違法又は不  
当な点を認めることはできないのは上記2・(2)のとおりである。

また、世帯人員の増加に伴う生活需要の増については、世帯  
人員増加後に算定された最低生活費により賄うべきであって、



従前の最低生活費では、当該需要増に対応するに十分な額が計上されていなかったからといって、そのことをもって本件処分2が違法又は不当なものとなるとは認められない。

以上のことから、請求人の各主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分にはいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)